



令和6年度 南砺市国民健康保険税のお知らせ



今年度の南砺市国民健康保険税の税率は下記のとおりです。

国民健康保険税は、世帯の国民健康保険加入者一人ひとりの所得に応じて算出した所得割額と人数割に相当する均等割額の合算額に、世帯当たりの平等割額を加えた税額が世帯主に課税されます。年度途中で国民健康保険に加入または脱退されたときの税額は、月割で計算されます。

【令和6年度 南砺市国民健康保険税額の決定】

南砺市では、7月に国民健康保険税額を決定します。国民健康保険税額は、7月中旬に発送される国民健康保険税納税通知書に記載してあります。

7月以降、年度途中で加入状況や所得等に異動があった場合は、異動が判明した翌月に国民健康保険税変更決定通知書を送付します。

【令和6年度 南砺市国民健康保険税の税率】

課税対象区分		税率(令和6年度)		
		医療分	後期支援分	介護保険分
		加入者全員	加入者全員	40歳~64歳の加入者
①所得割額	加入者一人ひとり 総所得金額等(※1) - 基礎控除額(※2)	6.40%	1.90%	1.60%
②均等割	国保加入者1人につき	25,500円	7,700円	8,200円
③平等割	国保加入世帯1世帯につき	19,700円	6,000円	4,500円
限度額	税率区分ごとの①+②+③の合計額に対して	最高65万円	最高24万円	最高17万円

①所得割額+②均等割額+③平等割額が令和6年4月から令和7年3月までの国民健康保険税です。

※1 総所得金額等とは、令和5年分(令和5年1月1日~令和5年12月31日)の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、分離課税の上場株式配当所得、商品先物取引にかかる雑所得および山林所得金額の合計額をいいます。

※2 基礎控除額は、合計所得金額によって下の表のように変わります

令和5年分の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円

【令和6年度 南砺市国民健康保険税の納期限】

国民健康保険税の納期は、第1期から第8期までの8回で納めていただくことになります。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)	10月31日(木)
期別	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	12月2日(月)	12月25日(水)	1月31日(金)	2月28日(金)

b

【口座振替のおすすめ】

「南砺市国民健康保険税をうっかり納め忘れた」ということをなくすためにも、口座振替による納付をおすすめします。一度手続きすれば、翌年度からも口座振替が継続されます。

また、他税目と別口座での振替も可能です。口座振替は、市内最寄りの金融機関・郵便局窓口で手続きください。

【国民健康保険税の特別徴収について】

国民健康保険に加入する65歳～74歳の世帯主の方へ

国民健康保険に加入している65～74歳の世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、国民健康保険税が年金から特別徴収（天引き）されます。ただし、申し出により、納付方法を口座振替による普通徴収に変更することもできます。

年金から特別徴収される方

①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること

- ・世帯主の方が、会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者、または年度途中で75歳を迎え後期高齢者医療制度に加入する場合は該当しません。

②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳であること

【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

- ・65歳未満の国保の被保険者の方がいる場合⇒該当しません。

【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

- ・75歳以上の方が世帯主になっている場合⇒該当しません。
- ・75歳以上の方が世帯主となっていない場合⇒該当します。

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて老齢基礎年金額の2分の1を超えないこと

【国民健康保険税を滞納すると・・・】

理由もなく国民健康保険税を滞納すると、次のような措置等がとられます。

- (1) 督促を受けたり、延滞金に加算される場合があります。
- (2) 有効期限が短い「短期被保険者証」が交付されます。
- (3) 長期間滞納している世帯には「被保険者資格証明書」が交付されます。
※医療費を10割自己負担した後、各市民センター窓口で申請してください。
- (4) 保険給付の全部または一部が滞納国民健康保険税等にあってられます。
- (5) 財産の差し押さえ等「滞納処分」を行います。

災害等により、国民健康保険税の納付が困難になった時は、早めに税務課へ相談してください。

【国民健康保険税の軽減等について】

国民健康保険加入者の所得に応じた国民健康保険税の軽減について

加入者の軽減判定用所得（※1）が以下に該当する世帯は、世帯の所得水準に合わせて国民健康保険税の均等割額、平等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減該当条件
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下の世帯
5割軽減	基礎控除額(43万円)+(被保険者及び特定同一世帯所属者(※3)の人数×29.5万円)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下の世帯
2割軽減	基礎控除額(43万円)+(被保険者及び特定同一世帯所属者(※3)の人数×54.5万円)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下の世帯

※1 軽減判定用所得とは・・・

軽減判定用所得 = 総所得金額等 + 専従者控除額 + 土地建物等の譲渡所得の特別控除額

注1) 擬制世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主）の所得も含まれます。

注2) 65歳以上の年金受給者の場合、公的年金等の雑所得から15万円が控除されます。

※2 給与所得者等の数とは・・・一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※3 特定同一世帯所属者とは・・・

後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険被保険者の資格を喪失した者で、継続して同一の世帯に属する者をいいます。

注) 軽減に該当する世帯でも、加入者の所得が不明な場合は、申告をされないと国民健康保険税が軽減されません。申告により、国民健康保険税の税額計算(所得割額の算定、軽減判定)が適切に行われます。

未就学児の国民健康保険税の軽減について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国民健康保険に加入している未就学児(※1)の均等割額を5割軽減します。

所得に応じた軽減に該当する世帯の場合は、その軽減適用後の均等割額を5割軽減します。また、条件に該当する場合は自動的に軽減が適用されるため、申請は不要です。

所得に応じた軽減割合	均等割額(※2) (所得に応じた軽減後)	未就学児減額分	減額後均等割(※3)
7割軽減世帯	9,960円	4,980円	4,980円
5割軽減世帯	16,600円	8,300円	8,300円
2割軽減世帯	26,560円	13,280円	13,280円
軽減なし世帯	33,200円	16,600円	16,600円

※1 令和6年度時点で小学校入学対象でない方(平成30年4月2日以降生まれの方)

※2 医療分(25,500円)と後期支援分(7,700円)の合計金額

※3 税額端数処理(100円未満切捨て)のため、1人当たりの減額後均等割額が異なる場合があります。

75歳を迎えられ、後期高齢者医療制度へ移行される方へ

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し、同制度の保険料を納めることとなります。それともなると、国民健康保険に加入する方の国民健康保険税の負担が急に増えることがないように、次の軽減措置が設けられています。

国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合

- 国民健康保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、均等割額・平等割額が今までと同じ軽減を受けることができます。
- 国民健康保険の被保険者が1人となる場合は、医療分と後期支援分の平等割額が最初の5年間半額になり、その後3年間4分の3になります。

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方(65歳~74歳)が新たに国民健康保険に加入することになる場合

- 新たに国民健康保険に加入し、国民健康保険税を納めていただくことになった方については、当分の間、所得割額が免除されるとともに、最初の2年間は均等割額・平等割額が半額になります。

倒産・解雇や雇い止めなどの理由により離職され、失業等給付を受ける方へ

平成22年4月から国民健康保険税を軽減する制度が実施されています。以下に該当される方はハローワークで「雇用保険受給資格者証」を交付された後に申請してください。

対象者：離職時の年齢が65歳未満で、次の(1)または(2)に該当する失業等給付を受ける方

離職の理由(雇用保険の区分)	「雇用保険受給資格者証」の離職理由コード ※
(1) 倒産・解雇など(特定受給資格者)	11, 12, 21, 22, 31, 32 の方
(2) 雇い止めなど(特定理由離職者)	23, 33, 34 の方

※「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが(1)または(2)以外に該当する場合は対象外です。

軽減期間： 離職日の翌日から翌年度末までの期間

軽減額： 対象者の給与所得を30/100とみなし、所得割額の計算を行います。

申請方法： 次のものを持参の上、各市民センター窓口で申請してください。

- ・雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・世帯主及び対象者の個人番号の分かるもの